

障がい者によるまちづくりサポーター制度
運営事業実施要綱

平成15年10月1日

市長決裁

最近改正 平成24年4月23日

(目的)

第1条 この要綱は、障がいのある人の思いや考えを、同じ目線で理解や応援することができる障がいのある人が、サポーターとして聞き取り役や取りまとめ役を行い、障がいのある人の意見を市政に反映させることを目的とする。

(運営)

第2条 事業の実施主体は札幌市とし、札幌市は本事業の運営実施のため、サポーターを置くものとする。

(業務)

第3条 サポーターは、次の業務を行うものとする。

- (1) 障がいのある人との意見交換及び集約
- (2) 地域自立支援協議会各専門部会等関係機関への意見反映及び札幌市に対する活動報告
- (3) その他、本事業の目的に必要なこと

(サポーターの選定)

第4条 サポーターは札幌市内在住の障がいのある人とする。

2 サポーターの委嘱は市長が行う。

(サポーターの任期)

第5条 サポーターの任期は、3年とし、補欠のサポーターの

任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 サポーターの再任は妨げないが、連続して2期を超える就任は原則として認めない。

(代表及び副代表)

第6条 サポーターの中から、代表及び副代表を各1人置き、サポーターの互選によってこれを定める。

- 2 代表は、サポーターを代表し、業務を総括する。
- 3 副代表は、代表を補佐し、代表に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。
- 4 代表及び副代表ともに事故があるとき、又は欠けたときは、あらかじめ代表の指名するサポーターがその職務を代理する。

(アドバイザー)

第7条 サポーターの業務に関し、必要があると認めるときは、アドバイザーを置くことができる。

(記録台帳の整備)

第8条 本事業に従事する者は、障がいのある人の意見の内容等を明らかにした記録台帳を整備する。

(情報の保護)

第9条 本事業に従事する者は、この業務によって知り得た個人、団体等の情報について、細心の注意を払い厳重に管理するとともに当該事業目的以外に一切使用してはならない。

(庶務)

第10条 本事業の庶務は、保健福祉局において行う。

(その他)

第11条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に必要な事項は、障がい保健福祉部長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成15年10月1日から施行する。

附 則 (平成16年4月1日)

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年12月21日)

この要綱は、平成24年5月1日から施行する。なお、第5条第2項の規定は、平成24年4月30日以前に委嘱されたサポーターについては、「2期」を「3期」に読み替えて適用する。